

転入時の住民票コード及びマイナンバーの付番誤りについて

令和5（2023）年3月8日（水）に年金事務所から、本市に転入したベトナム人住民A氏のマイナンバーが別人のものでないかとの指摘があり、市民課にて確認したところ、同年2月6日（月）のA氏の国外からの転入時の処理において、本市職員が同姓同名・同生年月日・同性別の別人B氏の住民票コード及びマイナンバーをA氏に誤って付番していたことが判明しました。

経緯

転入届の手続きの際には、市職員が住民基本台帳ネットワークのシステムを用いて当該転入者本人の本人情報を確認して住民票コード及びマイナンバーを付番します。今回、令和5（2023）年2月6日（月）のA氏の国外からの転入時の処理において、市職員が同システムで検索した結果、本人と同姓同名、同生年月日、同性別の方のデータを確認したため、当該データにある過去の国内居住履歴を窓口に届け出た代理人C氏に確認したところ、C氏が誤った返答をしたことから発生したものです。

事案の判明後、A氏本人に確認したところ国内への転入は初めてであり、過去に国内居住履歴はないことが判明しました。また、B氏については出入国在留管理局に出入国の履歴等を照会し、回答が同年4月18日（火）にあり、B氏は既に出国しておりA氏とは別人であることが判明しています。

対応

- 令和5（2023）年3月8日（水）に市民課よりA氏及びC氏に連絡を取り事情説明を行い、同日付でA氏の住民票コード及びマイナンバーの変更を行いました。
- 令和5（2023）年3月8日（水）にA氏の国民年金や健康保険が正しい番号を基に処理されるよう関係機関に連絡しました。
- B氏は既に国内での住民記録がなく、連絡がとれないことから対応しておりません。
- A氏に交付した住民票の写し及び転出証明書の原本を回収し、差替え対応を行いました。
- 住民基本台帳ネットワークシステム等におけるデータ修正の対応を行いました。

再発防止策

今後におきまして、国外からの転入時の本人確認については、一層慎重に行うとともに、住民票コード及びマイナンバーの付番誤りによる重大な影響があることへの認識について、課内で周知徹底してまいります。